平成 20 年 7 月 31 日
企業会計基準委員会

企業会計基準第 19 号

「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その３）」の公表

公表にあたって

企業会計基準委員会では、会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた取組みを進めるにあたり、退職給付会計に関する短期的なプロジェクトとして、「退職給付に係る会計基準注解」（注 6）に基づく退職給付債務の計算における割引率の取扱いの一部見直しについて検討してまいりましたが、平成 20 年 7 月 24 日の第 157 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準（以下「本会計基準」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本会計基準につきましては、平成 20 年 3 月 21 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

本会計基準の概要

■ 目　的（第 1 項）

本会計基準は、企業会計審議会が平成 10 年 6 月 16 日に公表した「退職給付に係る会計基準」（「退職給付に係る会計基準注解」を含む。）のうち、同注解（注 6）「安全性の高い長期の債券について」を改正することを目的とする。

■ 改正点（第 2 項）

改正後	改正前
退職給付に係る会計基準注解 （注 6）安全性の高い長期の債券について 割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、期末における長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。（削除）	退職給付に係る会計基準注解 （注 6）安全性の高い長期の債券について 割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。なお、割引率は、一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる。

■ 適用時期等（第 3 項から第 5 項）

- 本会計基準は、平成 21 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。ただし、平成 21 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することができる。
- 本会計基準の適用初年度の年度末においては、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額は、当該事業年度に発生した数理計算上の差異に含めて、企業の採用する数理計算上の差異の処理年数及び処理方法に従って処理する。
- 本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額は、重要性が乏しい場合を除き、会計方針の変更が財務諸表に与えている影響として注記する。この場合、当該差額に関わる適用初年度の費用処理額及び未処理残高をそれぞれ注記する。

以　上